

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成28年度第1～2四半期分)

| 交付又は支出先法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | |
|-----------------------------|--------|-------------------|---|---------------------|---|-------------|-------------------|
| | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、都道府 県所管の区分 |
| 公益財団法人 日本障害 者リハビリテーション協会 | 年会費 | 300,000 | 100,000 | 平成28年7月20日 | 会員であることにより、当該協会が 収集・翻訳等を行っている国内外の 障害者リハビリテーションに関する幅 広い最新情報について、いち早く提 供を受けることができること、また、当 該協会が持つ国内の障害者団体と のネットワークを活用することがで き、当機構の実施する各種障害者関 係業務における障害者団体からの協 力を得る際に有益であることから、当 機構の障害者雇用支援業務に不可 欠であるため。 | 公財 | 国所管 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。